

工事・県外

[平成25・26年度 12月追加申請]

沖縄県建設工事入札参加資格
審査申請書提出要領

県外業者(主たる営業所(本店・本社)を県外に置く者)用

沖縄県土木建築部土木総務課

目 次

1. はじめに	1
2. 申請の手順	1
3. 建設工事入札参加資格申請要件	
(1) 申請要件	2
(2) 留意事項	2
4. 申請の方法	
(1) 受付期間	3
(2) 受付場所及び問い合わせ先	3
(3) 提出書類一覧表	3
(4) 提出方法及び提出部数	5
(6) 結果の通知	6
(7) 申請以後の変更届	6
(8) 入札参加資格の承継	6
別表 市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表	7
入札参加資格申請後変更届出書 ※第3号様式(第7条関係)	8
建設工事入札参加資格承継書 ※第4号様式(第8条関係)	9

1. はじめに

沖縄県が発注する平成 25・26 年度の建設工事の入札に参加を希望する者は、以下の要領に基づき申請書を提出してください。

なお、国や市町村等、沖縄県以外の公共工事に入札参加を希望する者は、各発注機関に対して別途申請が必要です。

2. 申請の手順

USB メモリを用いたデータ申請及び受付を行います。

- 1 沖縄県土木総務課のホームページにアクセスする。
<http://doboku.pref.okinawa.jp/>



- 2 「平成 25・26 年度「12 月追加申請」入札参加資格審査申請案内」にアクセスし、「申請書(県外工事)」のエクセルファイルをパソコンにダウンロードする。



- 3 データ提出に用いる USB メモリ(データが何も入っていない空のもの)をパソコンに接続し、「入力手引書」に従い、申請書(エクセルファイル)に必要な事項を入力する。



- 4 USB メモリにデータを保存し、申請書をプリントアウトする。
※データを保存すると自動的に申請書が作成・印刷される。
通常、保存されるデータはエクセルファイル×1、自動作成されたcsvファイル×1の2つとなります。



- 5 データ (USB メモリ) と申請書 (添付書類を含めフラットファイルに綴る) を提出する。(USB メモリは受付後返却します)

3. 建設工事入札参加資格申請要件

(1) 申請要件（※基準日は平成 25 年 12 月 1 日とする。）

次の①から⑫を全て満たしていること。

- ① 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
(個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く)
- ② 雇用保険に加入していること。
(従業員が一人もいないため適用が除外されている場合を除く)
- ③ 建設業退職金共済制度に加入していること。ただし、建退共の加入条件を満たさない事業者は、その理由書と確認資料を提出すること。
- ④ 建設業労働災害防止協会に加入していること。(加入免除されている業種を除く)
※免除業種
〔タイル工事、板金工事、内装工事(防音工事を除く)、建具工事(屋外で施工する工事を除く)、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事〕
- ⑤ 申請する業種について、建設業許可を受けていること。
- ⑥ 次の各号の一に該当する事実があった後、1年以上を経過していること。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- ⑦ 申請する業種について平成 25 年 11 月 29 日までに経営事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けていること。ただし、審査基準日が該当期間内で、平成 24 年7月1日の経営事項審査基準改正前の基準に基づく結果通知書を受けている場合であって、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」について、いずれか一つでも「加入無」とされている場合には、再審査受審後の結果通知書の写しを提出する必要がある。
- ⑧ 営業開始後1年を経過していること。
- ⑨ 申請する業種について、⑦の結果通知書における年間平均(2年又は3年)完成工事高があること。ただし、次の5業種(土木、建築、電気、管、ほ装)については、年間平均(2年又は3年)完成工事高が 500 万円以上 であること。
- ⑩ 手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- ⑪ 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- ⑫ 沖縄県暴力団排除条例(平成 23 年沖縄県条例第 35 号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 留意事項

- ① 県外業者については、等級格付は行っておりません。
- ② 入札参加資格審査申請をした者が次のアからウに該当するときは、資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
 - ア. 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
 - イ. 審査の過程若しくは審査終了後、実態調査に応じなかったとき。

ウ. 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不相当であると認められたとき。

入札参加資格の有効期間は、登録の日から平成 27 年 3 月 31 日までです。

- ① 追加受付は、今回が最終となります。
- ② 受付期間終了後の申請書の内容に関する訂正及び追加は認めません。申請書の内容について十分確認を行ったうえで申請してください。

4. 申請の方法

(1) 受付期間

平成 25 年 12 月 2 日(月) ～ 12 月 13 日(金) (土曜日、日曜日を除く)

午前:9 時 ～ 11 時入室者まで

午後:1 時 30 分～4 時入室者まで

※ 期間後半は混み合いますので、早めの提出をお願いします。

(2) 受付場所及び問い合わせ先

土木総務課 建設業指導契約班 那覇市泉崎 1-2-2 (11F) TEL 098-866-2384

※受付はすべて持参となります。申請内容についての質問に答えられる方に持参させてください。

(3) 提出書類一覧表

提出書類 No.2 及び No.3 については、土木総務課ホームページに掲載の「入力手引書」を参照し、エクセルにより作成してください。また、提出する書類は、データ保存を行った際に自動出力されたものを提出してください。

※ 沖縄県内に建設業法上の従たる営業所がある場合とない場合で、提出書類が異なります。

○:提出が必要な書類 ×:提出が不要な書類

No	提出書類等	県内 営業所 有	県内 営業所 無	備 考
1	申請データ(USB メモリ) 申請データ以外は何も保存 しないこと	○	○	申請書(エクセルファイル)に、「入力手引書」に従い必要事項を入力し、自動出力されたデータが保存された USB メモリ (受付後、返却します)
2	建設工事入札参加資格審査 申請書(第1号様式)(※1)	○	○	平成 25 年 12 月 1 日現在の状況を記入 担当者名等を記入 ※必ず代表者印を押印すること
3	建設工事入札参加資格審査 申請書 電算入力票(2 枚目) (※1)	○	○	平成 25 年 12 月 1 日現在の状況を記入。
4	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書の写し	○	○	平成 25 年 11 月 29 日までに受けた有効かつ直近 の総合評定値の通知

No	提出書類等	県内 営業所 有	県内 営業所 無	備考
5	建設業許可通知書又は許可証明書	○	○	写し可
6	建設業許可申請書の別表の写し	○	△	建設業法上の営業所の所在地等が記載してあるもの。 <u>(※2) 県外の営業所でも、沖縄を管轄している営業所があり、沖縄管轄営業所を登録する場合は提出する。</u>
7	建設業労働災害防止協会加入証明書	○	○	写し可。 沖縄県支部以外の加入証明書でも可。
8	沖縄県税 納税証明書(法人事業税又は個人事業税) ※直前2期分	○	×	沖縄県に未納税額がないこと の証明書。 (写し可)
9	国税納税証明書 (法人税又は申告所得税)及び (消費税及び地方消費税)、 または 電子納税証明書(電子データ) 及び納税証明データシート(電子データをプリントアウトしたもの)	○	○	未納税額がないこと の証明書(写し可) 様式その3の2(個人事業者) 様式その3の3(法人事業者) e-Tax利用の場合 電子納税証明書(電子データ)のファイル名を「 “許可番号” .xml」と変更しUSBメモリに保存する。また、納税証明データシートをフラットファイルに綴る。
10	健康保険、厚生年金保険加入・納入証明書(写し可)	○	○	No4「総合評価値通知書」において健康保険・厚生年金保険、雇用保険及び建設業退職金共済制度の加入が「無」となっている場合に提出。 ※社会保険料については、平成25年9月分まで未納がないこと
11	労働保険証明書(写し可)	○	○	管轄の年金事務所等で証明書を取り扱っていない等の理由により、証明書を取得できない場合には、直近の領収書の写しでも可とする。
12	建設業退職金共済事業加入・履行証明書(写し可)	○	○	
13	結果通知書送付用切手 (120円分)	○	○	封筒に貼り付けたりせず、そのまま持参すること

※1 No. 2 及び 3 の書類は、データ保存後に自動的にプリントアウトされたもの。

(4) 提出方法及び提出部数

①USB メモリ (受付後返却します)

申請書(エクセルファイル)から自動出力される2つのファイル(エクセルファイル(1個)、CSV ファイル(1個))をUSB メモリに保存する。

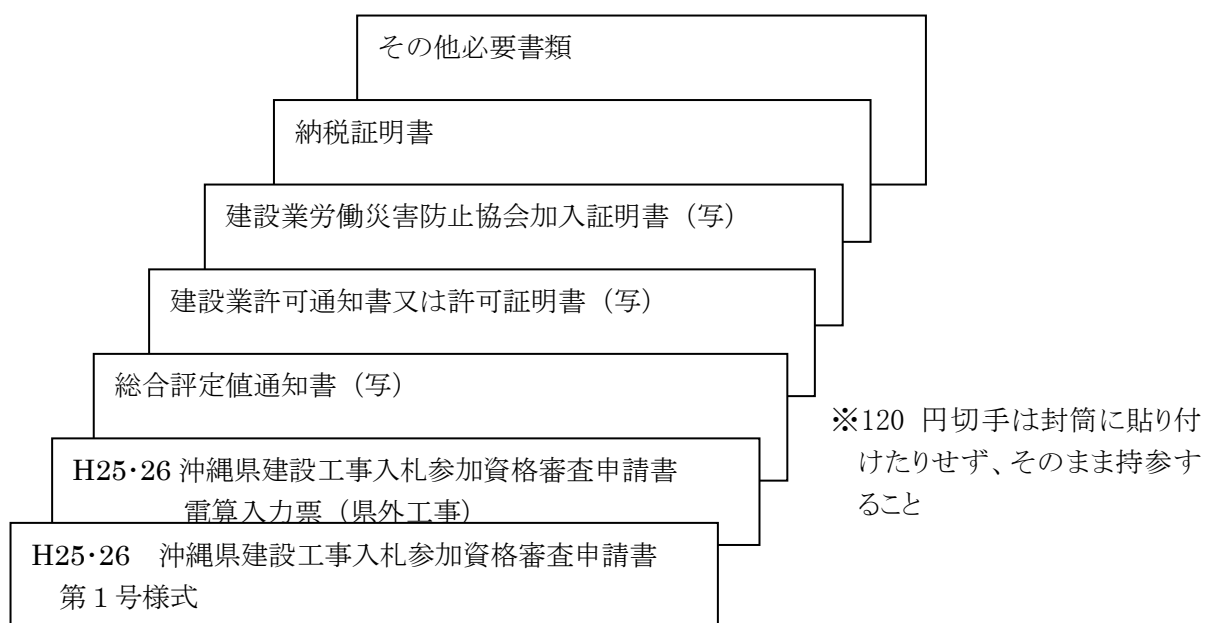
また、国税納税証明書を電子納税証明書で提出する場合は、ファイル名を「**“許可番号(8桁)” .xml**」と変更しUSBメモリに保存して提出して下さい。

なお、申請に係るデータ以外のファイル等は、USBメモリに保存しないでください。(必ず空のUSBメモリを利用してください。)

②申請書類等

以下に示すとおりに書類を整理し、背と表に建設業許可番号と商号名称を記入したA4のフラットファイル(色は自由)に綴じ込んで提出してください。

提出部数：2部(1部は県受付用原本(県控え)、1部は受付後申請者へ返却します(写し可)(申請者控え))



(5) 結果の通知

審査結果は平成 26 年2月初旬までに申請者あて郵送にて通知する予定です。なお、結果に対する異議申立ては、土木総務課 建設業指導契約班(TEL098-866-2384)で結果通知後 30 日以内に限り受け付けます。

(6) 申請以後の変更届

入札参加資格審査申請以後、本店及び沖縄(管轄)営業所の下記の事項に変更があった場合は、変更届出書と次に掲げる添付(確認)書類を速やかに提出してください。

下記以外の変更事項(経審・許可の更新、廃業(一部廃業含む)など)については、変更届を提出する必要はありません。

様式は、土木総務課ホームページからダウンロード出来ます。

http://doboku.pref.okinawa.jp/bid_qualification/henkou-todoke.html

変更事項 ※本店及び沖縄(管轄)営業所	添付(確認)書類
許可の変更 (知事←→大臣の場合のみ)	建設業許可通知書(写)
商号名称	商業登記簿(写)、又は建設業許可の変更届出書(様式22号の2)(写)
本社の所在地	(同上)
代表者	(同上)
沖縄(管轄)営業所の名称	建設業許可の変更届出書(様式22号の2)(写)
沖縄(管轄)営業所の所在地	建設業許可の変更届出書(様式22号の2)(写)
沖縄(管轄)営業所の代表者	建設業許可の変更届出書(様式22号の2)(写)
本社及び沖縄管轄営業所の郵便番号	なし
本社及び沖縄管轄営業所の電話番号	なし
本社及び沖縄管轄営業所のFAX番号	なし
沖縄(管轄)営業所の新設・廃止	建設業許可の変更届出書(様式22号の2)(写) ※ 新設の場合は営業所名、所在地、郵便番号、代表者、電話番号及びFAX番号も記載すること。

※【提出部数】 1部(必要に応じて控えを作成してください。)

【提出先】 土木総務課建設業指導契約班(県庁11階)

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 **※郵送での受付可**

(7) 入札参加資格の承継

合併・譲渡・分割等による事業の承継及び相続による事業の承継については、事前に、土木総務課建設業指導契約班(TEL098-866-2384)へお問い合わせください。なお、承継の申請を行う場合には、別添の「建設工事入札参加資格承継書」の提出が必要です。

市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表

	市町村名	コード	土木事務所		市町村名	コード	土木事務所	
国 頭 郡	那覇市	47201	南部	中 頭 郡	読谷村	47324	中部	
	宜野湾市	47205	中部		嘉手納町	47325	中部	
	石垣市	47207	八重山		北谷町	47326	中部	
	浦添市	47208	中部		北中城村	47327	中部	
	名護市	47209	北部		中城村	47328	中部	
	糸満市	47210	南部		西原町	47329	中部	
	沖縄市	47211	中部					
	豊見城市	47212	南部		島 尻 郡	与那原町	47348	南部
	うるま市	47213	中部			南風原町	47350	南部
	宮古島市	47214	宮古			渡嘉敷村	47353	南部
	南城市	47215	南部	座間味村		47354	南部	
				粟国村		47355	南部	
		国頭村	47301	北部	渡名喜村	47356	南部	
		大宜味村	47302	北部	南大東村	47357	南部	
		東村	47303	北部	北大東村	47358	南部	
	今帰仁村	47306	北部	伊平屋村	47359	北部		
	本部町	47308	北部	伊是名村	47360	北部		
	恩納村	47311	北部	久米島町	47361	南部		
	宜野座村	47313	北部	八重瀬町	47362	南部		
	金武町	47314	北部					
	伊江村	47315	北部	宮古	多良間村	47375	宮古	
				八重山	竹富町	47381	八重山	
				八重山	与那国町	47382	八重山	

※県外市区町村のコードについては、土木総務課ホームページに掲載してある「市町村コード表」をご確認ください。

また、(財)地方自治情報センター(LASDEC)のホームページ等でも確認できます。(LASDEC「地方公共団体コード住所」:<https://www.lasdec.or.jp/cms/1,0,14.html>)

なお、同ホームページにおいて、コードは6桁(都道府県コード:2桁+市区町村コード:3桁+検査数字:1桁)で表記されておりますが、申請書には検査数字(末尾1桁)を除いた5桁のコードを入力ください。

第3号様式 (第7条関係)

入札参加資格審査申請後変更届出書

平成 年 月 日

大臣・知事コード

許可番号 第 号

沖 縄 県 知 事 殿

商号名称

代 表 者 _____ 印

平成25・26年度 建設工事入札参加資格審査申請後、下記のとおり変更があったので届出します。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

建設工事入札参加資格承継書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

許可番号
被承継者
住 所
商号又は名称
代表者名

許可番号
承 継 者
住 所
商号又は名称
代表者名

平成 25・26 年度沖縄県建設工事入札参加資格を別紙の理由により承継したいので、関係書類を添えて申請します。

(資格承継する業種及び等級)		業 種
等 級	業 種	

沖縄県指令土第 号
申請のとおり承認します
平成 年 月 日
沖縄県知事